

4 騒音・振動防止対策

(1) 工場等の規制基準

ア 騒音

(ア) 騒音規制法

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号)

騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定

(平成 10 年 3 月 13 日豊田市告示第 62 号、最終改正 平成 30 年 6 月 26 日豊田市告示第 301 号)

表 4-12-1 特定工場等における騒音の規制基準

(単位：dB)

	昼間	朝	夕	夜間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日午前 6 時まで
第 1 種区域	45	40		40
第 2 種区域	50	45		40
第 3 種区域	60	55		50
第 4 種区域	65	60		55

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

第 2 種区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

第 4 種区域：工業地域

【備考】

第 3 種区域内(近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の各地域内においては、昼間、朝、夕及び夜間のうち午後 9 時から午後 10 時までの時間区分、都市計画区域で用途地域の定められていない地域においては夕のうち午後 6 時から午後 7 時まで及び夜間のうち午後 9 時から午後 10 時までの時間区分を除く。)に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する

特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準値は、上の表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

(イ) 県民の生活環境の保全等に関する条例（騒音）

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号）

県民の生活環境の保全等に関する条例

（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、最終改正令和 4 年 3 月 25 日条例第 15 号）

表 4-12-2 特定工場等における騒音の規制基準

（単位：dB）

地域の区分	昼間	朝	夕	夜間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	45		40	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	50		45	40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65		60	50
工業地域	70		65	60
工業専用地域	75		75	70
その他の地域	60		55	50

【備考】

ア 上の表に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

イ 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地

域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（アの適用を受ける区域を除く。）。

イ 振動

（ア）振動規制法

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

（昭和51年11月10日環境庁告示第90号、最終改正 平成27年4月20日環境省告示第65号）

振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定

（平成10年3月13日豊田市告示第63号、最終改正 平成30年6月26日豊田市告示第302号）

表4-13-1 特定工場等における振動の規制基準

（単位：dB）

		昼間	夜間
		午前7時から 午後8時まで	午後8時から 翌日午前7時まで
第1種区域	1	60	55
	2	65	55
第2種区域	1	65	60
	2	70	65

第1種区域 1：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

2：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第2種区域 1：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

2：工業地域

【備考】

ア 工業地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

イ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ50メートルの範囲内（備考アの適用を受ける区域を除く。）における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

(イ) 県民の生活環境の保全等に関する条例（振動）

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

（昭和51年11月10日環境庁告示第90号、最終改正 平成27年4月20日環境省告示第65号）

県民の生活環境の保全等に関する条例

（平成15年3月25日条例第7号、最終改正令和4年3月25日条例第15号）

表4-13-2 特定工場等における振動の規制基準

（単位：dB）

地域の区分	昼間	夜間
	午前7時から 午後8時まで	午後8時から 翌日午前7時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70
その他の地域	65	60

【備考】

ア 工業地域又は工業専用地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

イ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（アの適用を受ける区域を除く。）。

(2) 届 出

ア 特定工場等

【根 拠】

- ・騒音規制法第6条、第7条、第8条、第10条、第11条
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例
第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第13条第2項、第14条第3項
- ・振動規制法第6条、第7条、第8条、第10条、第11条

【届出件数】

表 4-14 騒音・振動関係届出件数（令和4年度）

	法律		県条例		合計
	騒音規制法	振動規制法	騒音	振動	
設置	18	17	23	25	83
使用	0	0	1	0	1
使用全廃	8	6	5	6	25
数変更	13	29	17	13	72
防止の方法変更	0	0	1	1	2
使用の方法変更		1			1
氏名等変更	65	53	88	100	306
承継	6	4	5	7	22
みなし廃止	1	1	1	1	4
施設の修正	0	0	0	0	0
合計	111	111	141	153	516

【該当施設数】

表 4-15-1 騒音規制法に係る特定施設数

施設名	特定施設数
1 金属加工機械	2,593
2 空気圧縮機及び送風機	3,124
3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	173
4 織機	17
5 建設用資材製造機械	26
6 穀物用製粉機	2
7 木材加工機械	106
8 抄紙機	1
9 印刷機械	115
10 合成樹脂用射出成形機	982
11 鋳造型機	6
計	7,145
昨年度合計	7,148

(令和5年3月31日現在)

表 4-15-2 振動規制法に係る特定施設数

施設名	特定施設数
1 金属加工機械	2,831
2 圧縮機	1,597
3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	189
4 織機	3
5 コンクリートブロックマシン	4
6 木材加工機械	3
7 印刷機械	61
8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	1
9 合成樹脂用射出成形機	1,087
10 鋳造型機	6
計	5,782
昨年度合計	5,813

(令和5年3月31日現在)

表 4-16-1 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る騒音発生施設数

施設名	特定施設数
1 金属加工機械	4,725
2 空気圧縮機及び冷凍機	11,021
3 土石又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機	149
4 織機	3
5 建設用資材製造機械	6
6 穀物用製粉機	0
7 木材加工機械	43
8 抄紙機	0
9 印刷機械	41
10 合成樹脂用射出成形機	500
11 鋳造型造型機	16
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	356
13 送風機及び排風機	8,811
14 走行クレーン	879
15 洗びん機	0
16 真空ポンプ	189
計	26,739
昨年度合計	26,430

(令和5年3月31日現在)

表 4-16-2 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る振動発生施設数

施設名	特定施設数
1 金属加工機械	3,158
2 圧縮機及び冷凍機	12,358
3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	111
4 織機	3
5 コンクリートブロックマシン	0
6 木材加工機械	2
7 印刷機械	25
8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	73
9 合成樹脂用射出成形機	500
10 鋳造型機	16
11 穀物用製粉機	0
12 ティーセルエンジン及びガソリンエンジン	345
13 送風機及び排風機	9,890
計	26,481
昨年度合計	26,185

(令和5年3月31日現在)

【該当事業所数】

表 4-17 騒音・振動関係事業所数

	事業所数
騒音規制法	858
振動規制法	694
県条例（騒音）	1,026
県条例（振動）	1,114

(令和5年3月31日現在)

イ 特定建設作業

【根 拠】

- ・騒音規制法第14条
- ・振動規制法第14条
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例第46条

【届出件数】

表 4-18 特定建設作業届出件数（令和4年度）

環境保全課	旭支所	足助支所	稲武支所	小原支所	下山支所	藤岡支所	電子	合計
1,655	31	44	33	7	30	25	485	2,310

表 4-19-1 特定建設作業別届出件数（騒音関係）（令和4年度）

<騒音規制法関係>

特定建設作業の種類	環境保全課	藤岡支所	合計
1 くい打機などを使用する作業	41	4	45
2 びょう打機を使用する作業	0	0	0
3 さく岩機を使用する作業	695	7	702
4 空気圧縮機を使用する作業	147	9	156
5 コンクリートプラントなどを設けて行う作業	1	1	2
6 バックホウを使用する作業	24	12	36
7 トラクターショベルを使用する作業	7	0	7
8 ブルドーザーを使用する作業	10	0	10
合 計	925	33	958

<条例関係>

特定建設作業の種類	環境 保全課	旭 支所	足助 支所	稲武 支所	小原 支所	下山 支所	藤岡 支所	合計
1 くい打機などを使用する作業	1	0	2	0	0	0	0	3
2 びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 さく岩機を使用する作業	6	5	17	10	3	5	0	46
4 空気圧縮機を使用する作業	1	13	9	14	1	7	0	45
5 コンクリートプラントなどを 設けて行う作業	0	0	0	1	0	1	0	2
6 バックホウを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
7 トラクターショベルを使用す る作業	0	0	0	0	0	0	0	0
8 ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
9 鉄筋コンクリート造などの建 造物を解体、破壊する作業	162	0	1	0	0	0	0	163
10 コンクリートミキサーを用い る作業など	527	14	34	21	7	18	17	638
11 コンクリートカッターを使用 する作業	520	14	9	7	4	8	15	577
12 ブルトナーなどを用いる整 地、掘削の作業	1,556	22	42	27	6	30	19	1,702
13 ロードローラーなどを使用す る作業	643	10	19	21	5	14	15	727
合 計	3,416	78	133	101	26	83	66	3,903

※ 6～8は法律のみ該当作業

表4-19-2 特定建設作業別届出件数（振動関係）（令和4年度）

<振動規制法>

特定建設作業の種類	環境保全課	藤岡支所	合計
1 くい打機などを使用する作業	50	4	54
2 鋼球を使用して建築物 などを破壊する作業	0	0	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	20	0	20
4 ブレーカーを使用する作業	590	11	601
合 計	660	15	675

<条例関係>

特定建設作業の種類	環境 保全課	旭 支所	足助 支所	稲武 支所	小原 支所	下山 支所	藤岡 支所	合計
1 くい打機などを使用する作業	1	0	3	0	0	1	4	9
2 鋼球を使用して建築物などを破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	2	0	1	0	0	2	0	5
4 ブレーカーを使用する作業	5	10	24	18	5	6	11	79
合 計	8	10	28	18	5	9	15	93

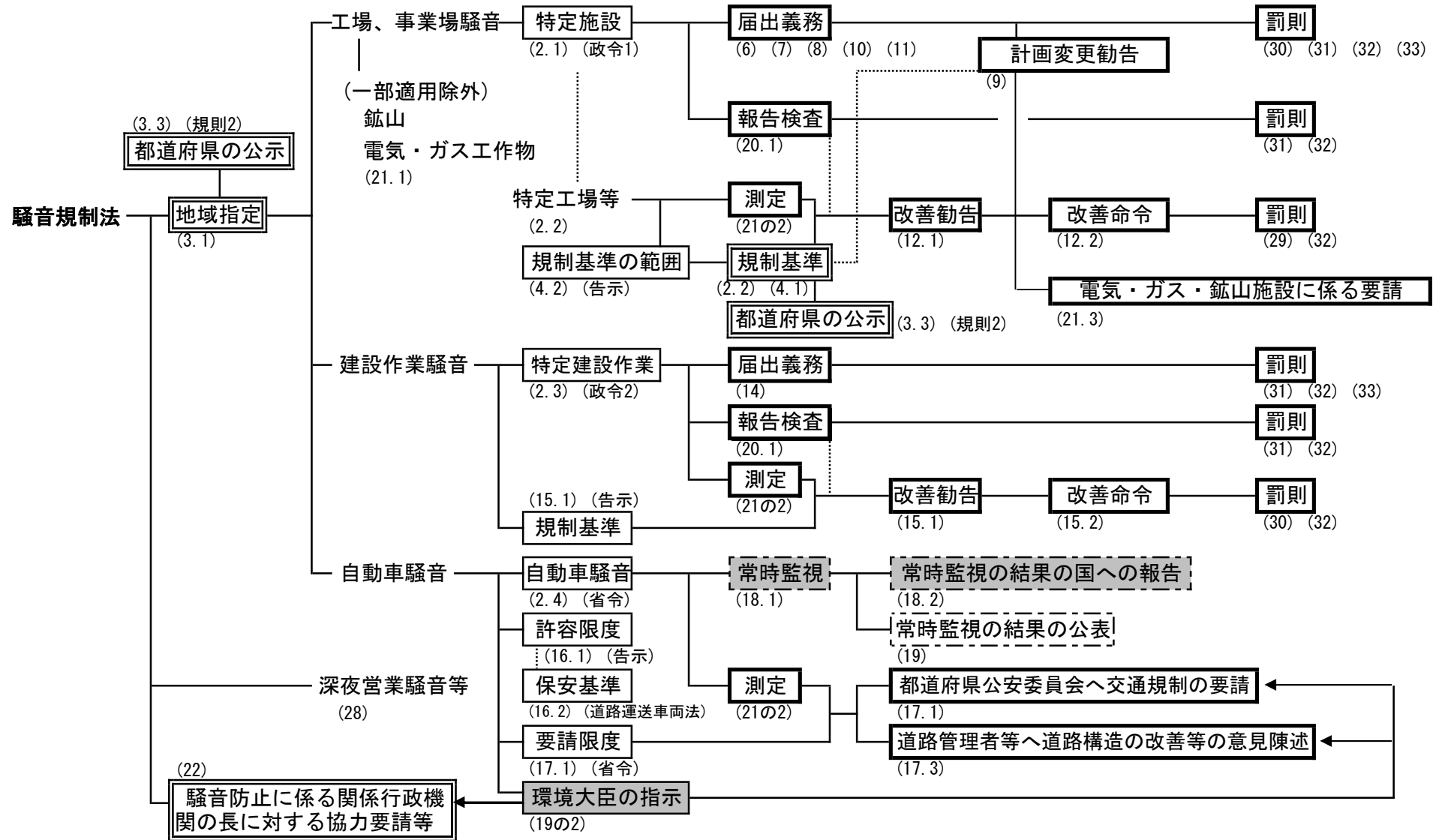
【参考資料】

表 4-20 騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）に係る届出

	届出の種類	根拠条文		届出の時期
		法律	条例	
1	設置の届出	6条1項	7条2項	設置の工事開始日の30日前まで
2	使用の届出	7条1項	8条2項	規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から30日以内
3	施設の数等の変更の届出	8条1項	9条2項	変更に係る工事の開始の日の30日前まで
4	防止の方法の変更の届出			
5	氏名の変更等の届出	10条	13条2項	変更の日から30日以内
6	施設使用全廃の届出			廃止した日から30日以内
7	承継の届出	11条3項	14条3項	承継があった日から30日以内

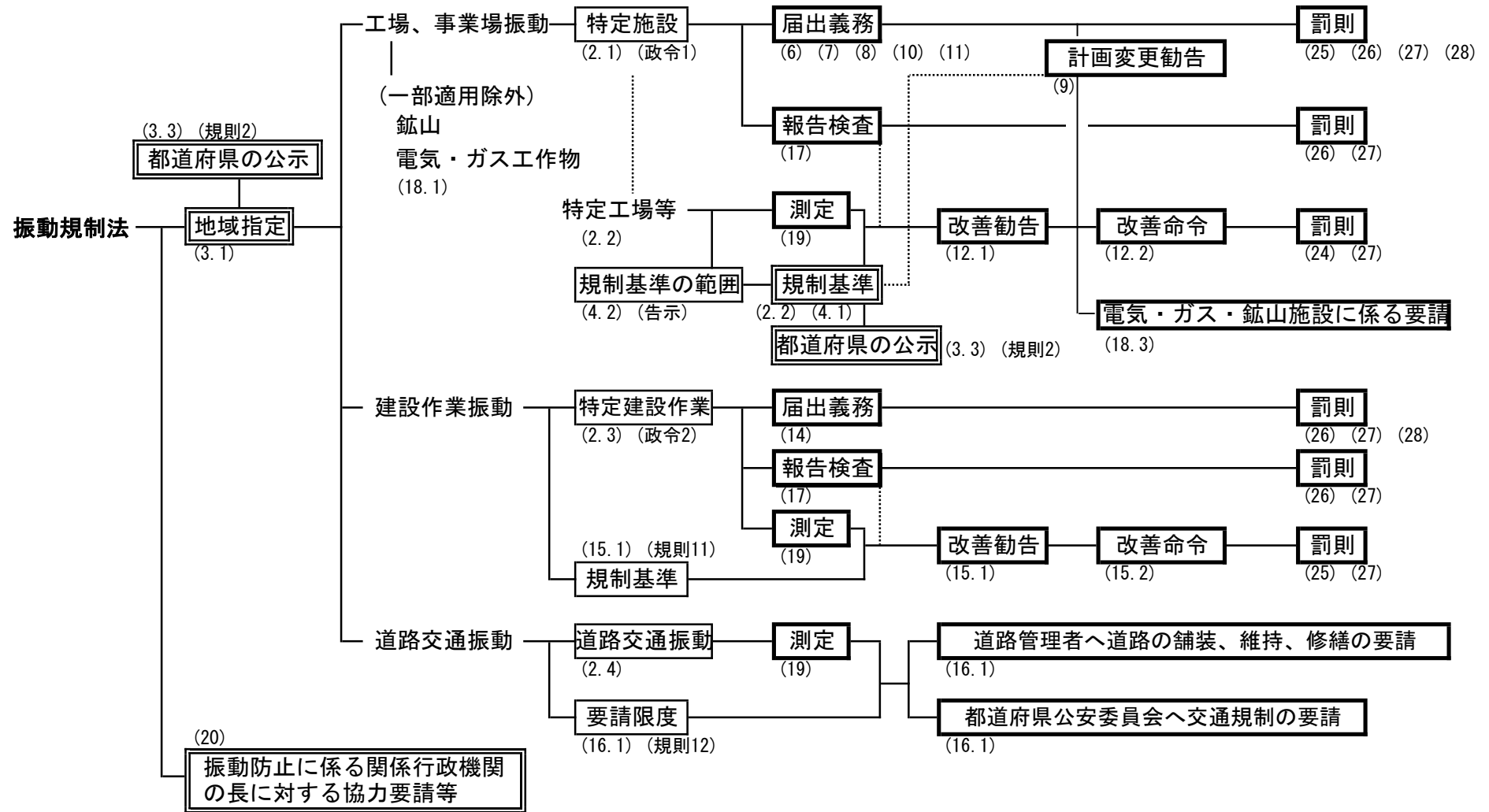
表 4-21 振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（振動関係）に係る届出

	届出の種類	根拠条文		届出の時期
		法律	条例	
1	設置の届出	6条1項	7条2項	設置の工事開始日の30日前まで
2	使用の届出	7条1項	8条2項	規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から30日以内
3	施設の数等の変更の届出	8条1項	9条2項	変更に係る工事の開始の日の30日前まで
4	施設の使用の方法の変更の届出		—	
5	防止の方法の変更の届出		9条2項	
6	氏名の変更等の届出	10条	13条2項	変更の日から30日以内
7	施設使用全廃の届出			廃止した日から30日以内
8	承継の届出	11条3項	14条3項	承継があった日から30日以内



- : 国が行う事務
- : 都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区並びにその他の政令で定める市町村の長が行う事務
- : 都道府県、指定都市、中核市、特例市
- : 市町村(特別区の区長を含む)が行う事務
- : 法定受託事務
- : 国が関与する事務

図 4-5 騒音規制法体系図



- : 国が行う事務
- : 都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が行う事務
- : 市町村(特別区の区長を含む)が行う事務

図 4-6 振動規制法体系図